

## 【刑事訴訟法】

2問とも必ず答えて下さい。

### 〔第1問〕

令和2年8月2日午前2時、A市内の繁華街から住宅街へ向かう道路上で、赤信号が青に変わった数秒後に超低速で発進した自動車を巡回中に見かけた警察官甲・乙は、当該自動車に停止を求め、運転者に職務質問を開始し、運転免許証記載の氏名・住所等を警察無線で照会したところ、運転者の丙には覚せい剤取締法違反(自己使用)の前科があることが判明した。そこで甲・乙は丙に当該自動車(以下、丙車と呼ぶ)の中を見せるよう求めたところ、丙は「警察に、そのような権限があるとは思わないが。」と不平を言いながら降車し、丙車に施錠もしなかった。甲が丙の職務質問を継続する一方、乙が丙車に上半身を入れて運転席を前後に動かしたところ、床の上に白色結晶の入ったビニール袋を見つけた。乙が、丙に「覚せい剤か否か試薬を用いて検査して良いか。」と尋ねたところ、丙が「どうぞ。」と答えたため、検査すると、覚せい剤である旨の反応が得られた。

丙車から覚せい剤結晶の入ったビニール袋を発見した乙の措置の適法性について判例法理を踏まえて論じなさい。

### 〔第2問〕

屋上から公道に転落して全身打撲により救急搬送されたVの処置を担当した救命救急医Wは、Vが自分から酸素マスクを外して「Xという同僚に突き落とされた。このことを是非、警察に伝えて欲しい。」と言うのを聞いた。Wらは、懸命に救命処置をしたが、Vは多臓器不全のため、間もなく死亡した。Wは、その直後、診療録(いわゆるカルテ)にW自身の医学的所見・処置と共にVの上記の言葉を記載したが、当日は、その後も交通事故・急性アルコール中毒等による救急患者の救命処置に追われた。

後日、XがVに対する殺人罪で起訴された際、Wによる上記診療録中のVの言葉をXの犯人性を立証するために用いることはできるか、判例法理を踏まえて論じなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、〔第1問〕、〔第2問〕と見出しをつけて記入しなさい。